

## 70歳未満の方の 国民健康保険高額療養費の限度額が変更されます

法律改正のため、70歳未満の国民健康保険高額療養費の算定基準が変更されます。

70歳未満の方の高額療養費は、同じ人が同一月に、21,000円以上（1医療機関ごと、入院、外来、医科、歯科別）の一部負担金の支払があったものを合算して、限度額を超えた額が支給されます。

### 70歳未満の人の自己負担限度額（月額）

#### ●変更前（平成26年12月31日診療まで）

所得要件	適用区分	自己負担限度額
上位所得者 (600万円超)	A	150,000円+(医療費-500,000円)×1% <多数該当:83,400円>
一般所得者 (上位所得者・低所得者以外)	B	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数該当:44,400円>
低所得者 (住民税非課税世帯)	C	35,400円 <多数該当:24,600円>

#### ●変更後（平成27年1月1日診療以降）

所得要件	適用区分	自己負担限度額
901万円超	ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数該当:140,100円>
600万円超~901万円以下	イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数該当:93,000円>
210万円超~600万円以下	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数該当:44,400円>
210万円以下	エ	57,600円 <多数該当:44,400円>
低所得者 (住民税非課税世帯)	オ	35,400円 <多数該当:24,600円>

#### ※ 自己負担限度額の区分

総所得金額とは、同一世帯の国民健康保険加入者全員の住民税の基礎控除後の総所得金額です。

所得の申告がない場合は適用区分Aまたはアの世帯とみなされます。

住民税非課税世帯とは、同一世帯の世帯主及び国民健康保険加入者全員が住民税非課税の世帯です。

#### ※ 高額多数該当世帯の負担軽減措置

藤里町の国民健康保険で、高額療養費に過去12か月のうち4回以上該当したとき、4回目以降の限度額が軽減されます。